

# 風光



かぜ ひかる 2013年7月号  
 全国福祉保育労働組合東海地方本部  
 〒456-0006  
 名古屋市熱田区沢下町9-7  
 労働会館東館405  
 TEL 052-881-2971  
 FAX 052-881-2998  
 e-mail fukuhotk@onyx.dti.ne.jp  
 http://www.fukuho-tokai.jp/  
 発行責任者/安藤 光枝

## 新分会結成おめでとう！

東海地本では、この春に一気に4つの分会が誕生しました！高齢職場の「いっぱい笑顔分会」の様子は先号でお伝えしましたので、今回は保育職場の3分会をご紹介します。各分会に①分会の紹介②こんな分会にしたいという「抱負」③「何か楽しいこと計画してますか？」の3点をお聞きしました。



①刈谷市にある第二こぐま分会です。こぐま分会から独立しました。  
 ②③新しい人が入ったときは、みんなでケーキを食べ、お祝いをしています。ワイワイと楽しい分会となるようにしたいです。



びわのみ保育園分会です。  
 ①のぎく保育園&けやきの木保育園のある熱田福祉会の3園目の保育園です。今年4月に開園しました。分会員は、今のところ7人です。(職員は園長&主任も入れて9人です)  
 場所は、愛知県名古屋市巾着区高道町にあります。園にはびわの木があります。  
 ②のぎくからの異動の職員&けやきの木からの異動の職員、そして新人の職員で結成されているので、経験年数はそれぞれですが、みんなが、新しい保育園でのスタートは同じなので、どんな些細なことでもお互いに思っていることは話して、無理しないで楽しくやっていけたらいいなあと思っています。そして、理事会の提案には負けず(笑)自分たちが納得のいく働き方をしていきたいなあと思っています!!  
 ③みんなでご飯を食べに行ったりとか・・・できるといいなあと思っています。やりたいことなどもみんな決めていきたいなあと思っています。

こんにちは。清明山保育園分会です。5月27日に理事会に分会結成通知書を提出し、結成されました。  
 清明山保育園は、昨年12月に開園した賃貸型準乳専(0歳児~3歳児)の保育園です。場所は千種区清明山にあり、ナゴヤドームのすぐ近くです。開園後5ヶ月は同じ法人である田代保育園分会に所属していましたが、この度新たに分会を立ち上げることになりました。

分会員は新卒の若い人から、人生経験の豊かな人までと年齢幅があり、パート職員を含め13名です。一人ひとりが健康で生き生きと働き続けられる職場を目指していきたいと思っています。また、一人ひとりの要求を大切に、楽しい取り組みを計画しながら組合員一人ひとりがつながり、仲間っていいなあと思える分会になるといいなと思っています。今後、楽しい取り組みをきっかけにパートさんにも声をかけながら組合に誘っていききたいと思っています。皆様どうぞよろしくお願いいたします。



「風の音」

さきに転い い左手もウの常まろて続へ思選選り「にカワ  
 たい暑車慣ました手ない気とだがすいけサ希い手手、世かフル  
 い通も慣不には車通るな「ろそそれ力をも「界出  
 い日勤思ないた。ハ分通るた「私も努力を。つ向す。優勝つ」こと  
 頑張ったがはハートの場跡ができ  
 っって前いたら何に  
 通勤するよ  
 自な  
 ことちゃん

6月29・30日に「夏期組合学校」が中部国際空港東横インにて開催され150人を超える参加者で大いに学ぶことができました。

今年の組合学校は内容が盛りだくさん。「福祉保育労共済」の仕組みや、財務諸表の読み解き方、バルーンアートの実践、青年・臨職パートの交流、ストレッチを含む健康対策の交流、等々ありました。

開校講演では、宮城で復興対策専従として奮闘された小幡さんに今の被災地の様子などを話してもらいました。スライドを通して、震災直後の被災地の様子と共に、小幡さん自身が地震の中で感じた「(今の保育体制では)子どもの命が守れない」という現実をリアルに伝えていただきました。

そしてもうお一人、福島県労連の女性部事務局長で保育園の保護者でもある佐藤さんからは、福島のご状況を話していただきました。

「福島のご状況には毎日各地の放射線量が載っています」と被災地の実態と、私たちが



## いっぱい学び、仲間とつながった夏期組合学校

のズレを示す端的なお話からのスタートでした。保育園の保護者として「震災前のように、子ども達に外でいっぱい遊ばせたい」という思いから、安齋郁郎先生と共に行った除染作業や様々な取り組みも紹介して下さいました。

佐藤さんからは、「それぞれの地域・職場の環境を向上させていく。そのことが結果、被災地への支援につながり、この先の災害に対する備えにもなる。それぞれの持ち場で奮闘を！」とエールをもらいました。

講演の最後に、東海地本でとりくんだ「あすキャン」の取り組みを一枚のフラッグにして小幡さんにお渡ししました。その際「ただのイベントで終わらせず、思いを寄せ続けられる心への準備になる。それが大切なことなんです」と語られました。



### 正しく知ろう！労働者・労働組合の基礎知識 特別編 森田弁護士による「労働組合の基礎知識」 in 組合学校



Q. 本当に労働組合は必要なの？

A. 法令によって労働者が保護されているのは、最低限の範囲です。本来、労働条件は一方的に決められるものではなく、労使が対等平等の立場で決めるものです。しかし一人ひとりでは使用者と対等な話し合いができないので、労働組合という強い組織が必要なのです。

Q. 不当労働行為が労働組合法で規定されている訳は？

A. まず不当労働行為とは、使用者が労働者や労働組合に対して「してはいけない」と決められた不当な行為で、  
①不利益取り扱い（例：給料が組合員と非組合員で違う）  
②団体交渉拒否  
③支配介入（例：組合のために企業が出資すること×）  
などがあります。きちんと規制をかけないと、労働組合が本来の働きができず、労働基準法が定める「人たる環境」が維持できないからです。

Q. 要求書を出して団交を申し入れたが「職員会で話すこと」と受け取ってもらえなかったのですが…？

A. そういう実態は聞きますが、団交拒否は不当労働行為です。毅然とした態度で反論をしましょう！使用者の権限に関わることなら、団交の対象になります。団交をしないのではなく、団交をした上で、「この後の細かいところは職員会で調整しましょう」という整理をつけるべきです。

～講座での質問の中から～

Q. 有給休暇がとれないのですがどうしたいですか？

A. 法律上は「取れます」としか言いようが無いですが…。保障される権利を行使することが後ろめたいと思う必要はありません。誰かに負担をかけるかもしれないけど、有給とはそういうもの。お互い様です。権利は行使しましょう。

Q. 就業規則の変更を労使合意が無いのに「もう労基署に出した」と言われた。これって有効ですか？

A. 就業規則の変更の時は「労働者へ説明すること」となっており、説明を受けて、反対をしたとしても、組合が意見書を出してしまえば、労基署は変更を受理します。もし、説明を受けていなければ、それは労基署へ出した書類に虚偽がある（事実と違う）ので、無効になります。

Q. 職員会は残業代が出るけど、バザーは出ないなど、残業代が出たり出なかったりするのですが？

A. 労働である以上賃金は支払われるべきです。バザーなどの財政活動では、そう感じないところもあると思いますが、職員会で決定されるなど、使用者の指示監督下であれば、それは労働です。

Q. 「分からないところ」が分からないのです…

A. まずは就業規則を読みましょう。ここには労働時間や休憩、有給のことなど基本的なことから、私たち労働者にとって、大切な権利が書かれています。せっかく認められている権利も、行使しなければ無意味です。また、いくら良いことが書いてあっても、それが実際に運用されているのか？現実と就業規則との乖離も知ることができます。

同じように36協定（残業に関する協定）や1年間の変形労働制などの労使協定も確認しましょう。労使協定とは、労使が合意した取り決めなので、使用者側から求められても労働者の意思で拒否することができます。「納得できない」「受け入れられない」ことは変更を求めてもいいし、断ってもいいのです。労働者の意思に反して、不利益な変更はできません。

# 憲法とは、空気や水のような、普段は意識しなくても、私たちにとって必要不可欠の存在です

閉校講演では、愛知大  
学教授の長峯先生から、  
「憲法を守ることの歴史  
的意義と未来への責任」  
というテーマで講演をし  
ていただきました。参議  
院選挙を控え、憲法改正  
の議論も選挙の争点の一  
つになっています。今一  
度、大切な憲法について  
学びたいと思います。

(以下講演より抜粋)

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆



憲法ってどんなイメー  
ジですか？自分とは関係  
が無いと思っていませ  
んか？ここにみえるみな  
さんのように、好きな事  
を選ぶことや、自由に恋  
愛ができるのも、実は憲  
法が保障しているからな  
んです。これは職業選  
択の自由や幸福追求権が  
保障されているからです。  
普段は意識していません  
が、憲法とは私たちにと  
つて、なくてはならないも  
のなんです。

このごろよく「改憲」が叫ば  
れていますね。理由を聞くと  
「押し付けられたものだからだ」  
と答えが帰ってきますが、一体  
誰が押し付けられたのでしょうか？  
憲法とは、国民を縛るもので  
はなく、政府・権力者を縛るも  
のです。「押し付けられた」側  
の政府は、明治憲法と大差ない、  
国民を「臣民」とするような憲  
法を考えていました。これじゃ  
あ国民は困りますよね。

「基本的人権」などの数々の  
人権条項や象徴天皇制は日本の  
「憲法研究会」が発案したもの  
をGHQが取り入れたんです。  
つまり、基本は日本人が作った  
ものなんです。そもそもアメリ  
カには生存権のような「社会権」  
は当時なかったんです。また、  
国会でも憲法に生存権を入れる  
という議論をしていました。決  
して一方的に押し付けられたわ  
けではありません。

憲法9条はもともと現実に関わ  
せた方がいい。実態に合わなく  
なっているじゃないか。そうい  
う理論もありますね。実態に合  
わせて憲法を変えろとは、例え  
ばこういうことです。駐車禁止  
区域に車が止まっています。ルー  
ルが守られないから、駐車禁止  
区域は無くしましょう。これは  
おかしいでしょう？

本当に大切なことは、ルール  
を守って、戦争状態にならない  
ように努力することです。  
「もし攻められたら？」と心  
配する人もいます。じゃあその  
人は毎日防弾チョッキを着て生  
活してますか？危険に備える  
というなら同じことですよ。  
戦争は地震などの天災とは違  
い、人為的災厄です。貧困など  
の非軍事的要因で引き起こされ  
ます。だからその前に回避する  
ことができるのです。

96条の改正も言われています。  
3分の1の議員が反対したら国  
民投票すらできないのはおかし  
い！という理論ですね。これは  
スポーツに例えると、試合中に  
プレイヤーの1人が、「自分の  
思い通りに動けないから、ルー  
ルを変更しろ」と言っているよ  
うなものです。これはただのわ  
がままでしょう？

今は「民主主義」や「人権」  
は当たり前の権利だという世界  
の共通理念になりました。でも  
ほんの200年前までは反体制  
側の危険思想でした。  
9条が示す平和主義を世界の  
共通価値にしないとけない。  
「実態に合わないから」と改憲  
を進めるのは、宝を自分でど  
ぼに捨てるようなものです。

長峯先生のお話は具体的な事  
例を上げること、憲法の大切  
さをとても身近に感じることが  
できました。  
憲法という大切な宝を守るの  
か？どぶに捨てるのか？その選  
択権を握っているのは私たちで  
す。参院選では各党・候補者の  
主張を読みとり、投票という私  
たちの意思を示しましょう。

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

## 7月21日（日）は参議院選挙です

まもなく3年に一度の参議院選挙が行われま  
す。それに合わせ各党・候補者が様々な公約や  
アピールをしています。では誰が私たち国民に  
とって「より生活しやすい、働きやすい」社会  
づくりが実現されるような主張をしているのか？

そこを見極めるために、東海地本では各候補  
者に対して公開質問状を出しました。その一部  
と、「視点」も紹介したいと思います。これら  
も参考にしながら、各種メディアの報道や候補  
者の発言に注意してみましょう。

### ①憲法「改正」に対して

長峯先生の言葉を借りれば、「守る」か「どぶ  
に捨てる」か、どちらでしょう？

### ②消費税で社会保障を賄えますか？

消費税は所得が少ない人ほど負担が重くなる不  
公平税制です。また、社会保障を充実させる為

には消費税増税がセットになるということでは  
ないか？

### ③生活保護の引き下げや申請の厳格化についてどう思いますか？

ごくごく一部の不正受給者を理由にして、生活  
保護制度自体を縮小し、セーフティネットの切  
り下げになりませんか？

### ④原発再稼働の是非について

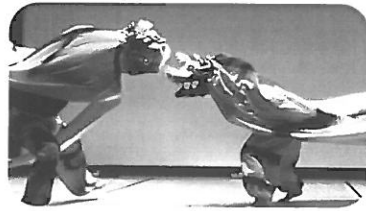
佐藤さんのお話の通り、未だ収束せず、原因  
すら不明なのが福島第1原発事故です。その現  
状を無視したような新基準で本当に大丈夫です  
か？「核のゴミ」など事故に関わらず、ずっと  
解決できない問題ありませんか？

この他にもその人の歴史観や人権意識等に注  
意して、選挙では、私たちの意思を託せる人  
を選びましょう。

## みんなで投票に行きましょう！

# 全国保育部会学習交流集会に行ってきました

6月1・2日に岩手県盛岡市で「第22回全国保育部会学習交流集会」が盛大に開催され、全国から150人近い参加者が集まり、東海地本からも5人で参加してきました。



オープニングの虎舞

記念講演は「新システムと保育労働者」というテーマで二宮先生に講演していただきました。「『自助・共助』が中心の古い福祉観に逆行させられる中、保育分野で児童福祉法24条を残したことはすばらしい成果。制度が破壊されようとしているが、保育士と子ども・親との間で作られる『保育』という文化そのものは壊せない。子ども時代は『自分自身で体感しなくてはならないもの』に満ちている。そ



のことを保障するため、一人ひとりの子どものニーズにそって、コミュニケーションを通して実践していくことが保育で、高度な専門性を求められる仕事である。」と保育労働者にエールが送られました。来年は千葉で開催されるので多くの仲間に参加してもらいたいと思います。書記局 服部

## 「第三分科会・目指す保育を実現するための労働環境づくり」に参加して。

第三分科会では、東京地本より、働き続けられる職場づくり

## 「シリーズ・私のおすすめ」西尾くさの実分会 辻 成美さん

「私のおすすめ」は、ドライブです。身近な人の影響で、私は学生のころから車が大好きでした。漫画本を見ることもあり、特にあこがれていたのはいわゆるスポーツカーと呼ばれる車です。最近M.Tの車自体が少なくなくなりさみしいですが、免許を取りに行くときも意気込んでM.Tの免許を取りました。もちろん最初に買った車もM.Tの車です。「難しそう」とよく言われますが、自分でギアの操作をしながら走ることが楽しくて仕方ありません！車にも慣れてきた今年、GWに祖母の家まで初めて自分の車でしてきました。祖母の家は長野県にあり、山道を登ったり下ったり、さらには曲がりくねった峠道も通って行きます。去年は慣れていないということもあり、ほかの人に乗せてもらっていきましたが、今年自分で行こうと挑戦してみました。山道は景色も

よく、空気もきれいで、その中を実際に自分で運転する楽しさを味わうことができました。ほかに、こういった遠出だけでなく、出かけたついでにふらりと車を走らせてみたり、景色のいいところを通ってみたり、また、いつもとは違う帰り道を通ってみたり、と普段から車を走らせることを楽しんでいきます。運転を楽しむのは好きな人だけ、と思うこともあるかもしれませんが、通勤のための車もいつもと違う道を通って帰って新しい発見をしたり、好きな音楽やラジオを聴いたり、時には一緒に歌を口ずさんだり、ということをしてみれば楽しいひと時に変わるかもしれません。ぜひやってみてください！

車に乗ることは疲れることでもあるので無理は禁物ですが、少し車を出かけてみると気分転換にもなると思いますので、私のおすすめです。



のために労働条件を改善（書類、会議の軽減、子どもを産んでも働き続けられる環境づくりのために子育て中の勤務体制を軽減するなど）している分会の話、群馬支部きりのこ保育園分会の7年間の長い闘いの話を聞き、各地・分会の交流を行いました。勤務内で分会会議を行える、職務免除・組合休暇が10日保障されている、日中の行動にも複数で参加することを大事にしている、休みを保障するために主任保育士3名がフリーとなり、休みがあるときはクラスに入る工夫をしているなどの話がありました。また、若い組合員に対して組合とはなんなのかを伝えることが大切だねという話もできていました。

全国保育部会の学習交流集会に参加するのは今年で3回目になります。今年感じたこととしては、今までは「忙しいから休憩が取れなくても仕方ないよ」でしたが、今年感じたこととしては、「また分会に降ろしてみんなに伝えたい」と思うほど貴重なお話でした。お話の中に福島県の現状について、報告の中でインターネットなどのメディアで間違った情報が出てくることに悲しくなるという言葉もあり、正しく伝えることや正しい情報を積極的に受け取ることの重要性を改めて感じ、機関誌の活動にも返していきたいなと思いました。

## みよし分会 石脇のぞみ